○農林水産省告示第千二百三十八号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の八第一項の規定に基づき、登録認定機関から認定に関する業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年七月十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　登録年月日及び登録番号
平成十八年三月一日　第四号

二　登録認定機関の名称及び住所
株式会社アファス認証センター　東京都港区新橋四丁目三十番四号

三　登録認定機関が認定業務を廃止する農林物資の種類
生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉及び生産情報公表農産物

四　廃止年月日
平成二十九年十二月二十日

○国土交通省告示第六百九十五号

安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正事案（事案番号平二十九第七〇〇一号）については、平成二十九年七月六日付け国運審第十一号により、一部修正して改正することが適当である旨の答申が運輸審議会からあったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十九年七月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省告示第六百九十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
オンデの沢

二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
秋田県能代市二ツ井町荷上場
字グミノ木　三四番　一号及び四十七号
三五番　二号から七号まで
六九番　八号及び十号
六九番一　九号
一五〇番　十一号
七一番　十二号及び十六号
一四八番　十三号
七三番　十四号及び十五号
六八番　十七号及び十八号
六四番　十九号
六三番　二十号
六一番一　二十一号から二十五号まで及び三十二号
一九五番　二十六号
一八六番　二十七号
一八五番　二十八号
一八七番　二十九号及び三十号
一九一番　三十一号
一六七番　三十三号及び三十四号
一七一番　三十五号から三十八号まで
三七番　三十九号
一七四番　四十号及び四十一号
一七二番　四十二号及び四十三号
一五一番　四十四号
三六番　四十五号及び四十六号

○国土交通省告示第六百九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
霜ヶ原谷川

二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
滋賀県犬上郡多賀町大字霜ヶ原
字石橋谷　四三六番　一号
四三八番　二号から四号まで
四四八番一　五号から七号まで
四四七番　八号及び九号
四四六番　十号及び十一号
四四四番　十二号
四四二番　十三号から十五号まで
四三五番　十六号から十七号まで

○国土交通省告示第六百九十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年七月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上山谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
兵庫県川辺郡猪名川町木津
字上垣内　四三番二
四四番二

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
杉之内中谷Ⅰ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
兵庫県姫路市夢前町杉之内
字荒神山　一九二番四及び一九二番五
一九二番一九
一九二番五二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）
兵庫県姫路市夢前町杉之内
字荒神山　一九二番七　一号から四号まで
一九二番一四　五号
一九二番一二　六号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
幸世川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県丹波市氷上町桟敷
字イゲ　一〇一六番　一号、三号及び十六号
一〇一七番一　二号
一〇一八番　四号及び五号
一〇二三番　六号から九号まで及び十三号から十五号まで
一〇二七番二　十号及び十一号
一〇二五番　十二号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中筋川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県丹波市市島町徳尾
字風呂ノ奥　三三〇番四及び三三〇番五
三三一番から三三四番まで
三三五番二
三三六番三から三三六番七まで
三三六番九
三三七番二
三四一番二
三四二番四
三四六番二
三四七番二及び三四七番三
二一九四番二及び二一九四番三
二一九四番五から二一九四番一一まで
二一九五番三から二一九五番八まで
二一九八番二
四三八番四
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県丹波市市島町徳尾
字風呂ノ奥　二一九四番二　一号
二一九五番二　二号及び三号
二一九八番一　四号

○国土交通省告示第六百九十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十九年七月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　明治四十一年内務省告示第七十五号で指定した土地のうち、次に掲げる土地
奈良県生駒郡平城村大字中山
字圓梅谷
字北椋谷
字島ノ奥北谷
字島ノ奥南谷
字外和谷
字別當谷